平成	年度分	市民税 県民税	住宅借入金等特別税額控除申告書
		オーレイル	

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

受付			
FI FI	現住所		整理番号
	平成 年		
芦屋市長あて	1月1日現在 の住所		電話番号
提出年月日	住宅借入金等 特別控除の対 象となる物件		
	の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ		明・大
	氏名	钳	昭•平

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成	年	月	日
冶压用如平月日(在1)	増改築等 平成	年	月	日

施

行前の

所得税相当額 (注2)

0

離 課

税等

の

所

税額

額 控

除

短期 譲

長期 譲渡

株式等の譲渡

先 物 取 引

和 税 条 約 実 施 租 祝 宋 約 天 ル 特例法における 和 ヱ ・ 配 当

⑨から働までの

配当控除の額

税額等控除の額

8+15-16-17

10

(11)

12

(13)

14)

(15)

16

17)

(18)

市民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算 (単位:円) 前年分の所得税の住宅借入金等 特別控除額(平成19年以降の居住 分の所得税額 1 (19) 税額控除前 係る額を除く (マイナスの場合は0) 前年分の所得税の 課税総所得金額 2 所額 得 (9 - 16 - 17)20 前年分の所得税の 課税山林所得金額 ①と⑱のいずれか少ない 3 21 方 の 金 控 前年分の所得税の課税退職所得金額 税 県 (マイナスの場合は0) 民 4 の住宅借入金等特別税額控 除 見 込 額 除 22 (2) 額 20 の (5) 市民税の住宅借入金 等 特 別 税 額 控 除 額 (22) × 3/5) 所得税額相当額 計 23 算 6 + 所得税額相当額 特 22 税の住宅借入金 _別税額控除額 24 八年所得税法等改 ④ に 対 す る 所 得 税 額 相 当 額 7 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けてい る場合又は新築や購入した家屋に保る住宅借入金等とその家屋を る場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を 居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をし た部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を 受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始 年月日をそれぞれ記載してください。 8 5 + 6 + 79 却 価 格 正法

- 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所 得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第 十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に 講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十 - 年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等 の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法 第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当 する額をいいます。
 - 理欄

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

マイナスの場合は())

平成 年度分	市民税 県民税	住宅借入金等特別税額控除申告書
--------	------------	-----------------

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

受付			
FI FI	現住所		整理番号
	平成 年		
芦屋市長あて	1月1日現在 の住所		電話番号
提出年月日	住宅借入金等 特別控除の対 象となる物件		II be E e
	の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ		明·大
	氏名	印	昭·平

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成	年	月	日
店住開知平月口(住1)	増改築等 平成	年	月	日

2 市民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

F 民税	民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控					除額の計算			(単位:円)		
特別控隊	徐額(平)	1の住宅借入金等 成19年以降の居住 額 を 除 く)	1		前年分の所得税額相当額	前 (年分の所得税額 税額控除前)	19			
		ナの所得税の 総所得金額	2		の所得		19 - 16 - 17	20	(マイナスの場合は0)		
	前年分課税し	分の所得税の 山林所得金額	3		łoh:	① 方	と⑱のいずれか少ない の 金 額	٨			
		分の所得税の 退職所得金額	4		控除額		民税 · 県民税 住宅借入金等特別税額 除 見 込 額	22	(マイナスの場合は0)		
平		. 対 す る 税 額 相 当 額	⑤		の計		② - ②) 民税の住宅借入金 特別税額控除額	23			
成十八		. 対 す る 税 額 相 当 額	6		算	(県	(22) × 3/5) 民税の住宅借入金 特_別税額控除額	_			
年所得		. 対 す る 税 額 相 当 額	7			((22) × 2/5)				
税法等	5 + 6 + 7		8		る場合又は新築や購入した家屋 居住の用に供した年の翌年以後			借入金等について控除を受けてい に係る住宅借入金等とその家屋を に居住の用に供した増改築等をし			
中 改正法		肉 用 牛 の 売 却 価 格	9			た部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等につ 受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係 年月日をそれぞれ記載してください。					
施行	前年分	短期 譲渡	10		(注2						
前 の 所	の分離	長期譲渡	11))	得税法等の一部を改正す 十四条の規定による廃」	値行前の所得税相当額」とは、所 法律(平成十八年法律第十号)第 済社会の変化等に対応して早急に			
得 税 相	課 税 等	株式等の譲渡	12			講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置 一年法律第八号)第四条の規定により読み の一部を改正する等の法律第一条の規定に 第二編第三章第一節の規定を適用して計算 する額をいいます。			により読み替えられた所得税法等 -条の規定による改正前の所得税法		
当額(の所得	先 物 取 引	13						目して計算した所得税の額に相当		
注 2)	税額	租税条約実施 特例法における 利子・配当	<u>(14)</u>								
		⑨から⑭までの合 計	15)								
	税 額 ***	配当控除の額	16			整					
	控 除	投資・リース 税額等控除の額	17)			理					

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

8+15-16-17

平成 年度分	市民税 県民税	住宅借入金等特別税額控除申告書
-----------	------------	-----------------

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

受付			
FI FI	現住所		整理番号
	平成 年		
	1月1日現在 の住所		電話番号
芦屋市長あて			
提出年月日	住宅借入金等 特別控除の対 象となる物件		
	の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ		明·大
	氏名	印	昭•平

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成	年	月	日
店住開知平月口(住1)	増改築等 平成	年	月	日

市民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円) 前年分の所得税の住宅借入金等 特別控除額(平成19年以降の居住 分の所得税額 1 (19) 税額控除前 係る額を除く (マイナスの場合は0) 前年分の所得税の 課税総所得金額 2 所額 得 (9 - 16 - 17)20 前年分の所得税の 課税山林所得金額 ①と⑱のいずれか少ない 3 21 方 の 金 控 前年分の所得税の課税退職所得金額 税 県 (マイナスの場合は0) 4 の住宅借入金等特別税額控 除 見 込 額 除 22 (2) 額 の (5) 市民税の住宅借入金 等 特 別 税 額 控 除 額 (22) × 3/5) 所得税額相当額 計 23 算 ス (3/5) 民税の住宅借入金 特別税額控除額 (22) × 9/7 6 + 所得税額相当額 24 八年所得税法等改 ④ に 対 す る 所 得 税 額 相 当 額 7 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けてい 2 回以上の増収乗号に係る住も借入並号について佐藤を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した単改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。 8 5 + 6 + 79 却 価 格 正法 施 短期 譲 10 行前の 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所 得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第 十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に 講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十 0 長期 譲渡 (11) 所得税相当額 (注2) 離 課 株式等の譲渡 12 - 年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等 税等 の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法 第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当 する額をいいます。 の (13) 先 物 取 引 所 和 税 条 約 実 施 租 祝 宋 約 天 ル 特例法における 利 ヱ ・ 配 当 税額 14) ⑨から働までの (15) 配当控除の額 16 額 控 - 理欄 17) 除 税額等控除の額

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

マイナスの場合は())

(18)

8+15-16-17